

平成21年5月27日

環境局地域環境対策部地域環境対策課
地域環境対策課長 新海（972-2671）
水質地盤係長 小出（972-2675）
（愛知県政記者クラブと同時公表）

東山動植物園内の上池におけるコイヘルペスウイルス病の発生について

平成21年5月22日にお知らせしました、東山動植物園内の上池での死魚(コイ)発生につきまして、別添のとおり、愛知県より確定診断の結果が発表されましたので、お知らせします。

コイヘルペスウイルス病による死魚の可能性がある為、愛知県水産試験場内水面漁業研究所弥富指導所において、一次診断を実施しました。更に独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所（三重県度会郡）において、確定診断を行った結果、コイヘルペスウイルス陽性を確認したとの結果が報告されました。

本市においても、今後の適切な対応を図るため、情報提供に努めますので、市民の皆様には以下の事項についてご協力をお願いします。

市民の皆様へのお願い

- 1 コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、愛知県内水面漁場管理委員会の委員会指示により、河川や池へのコイの放流については、制限されています。（平成21年3月17日愛知県内水面漁場管理委員会告示第1号）
- 2 河川や池からコイを持ち出さないでください。
- 3 河川や池でコイが死んでいることを発見した場合には、各区の保健所（夜間及び休日にあつては中保健所）に連絡してください。
- 4 その他コイヘルペスウイルス病に関する詳しい問い合わせは、愛知県農林水産部水産課（052-954-6461）までお願いします。

コイヘルペスウイルス病はコイ特有の病気であり、コイ以外の魚や人には感染しません。

(別添)

名古屋市政記者クラブ同時

平成21年5月27日(水)
愛知県農林水産部 水産課
環境・栽培グループ
担当：平澤・黒田
内線 3791・3792
ダイヤルイン 052-954-6461

コイヘルペスウイルス病の発生について

名古屋市の東山動植物園内にある上池において死んでいたコイについては、検査の結果、コイヘルペスウイルス病と診断されました。

1 経緯

- ①平成21年5月18日 東山動植物園の上池において、コイの死魚を東山総合公園が確認(5月22日までに計70尾)
- ②平成21年5月21日 名古屋市から県にコイヘルペスウイルス病検査の依頼
- ③平成21年5月25日 愛知県水産試験場内水面漁業研究所弥富指導所の検査でコイヘルペスウイルス病のウイルス陽性を確認(一次診断)
- ④平成21年5月27日 独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所の検査でコイヘルペスウイルス病のウイルス陽性を確認(確定診断)

2 県内発生状況

平成15年以来、平成20年末までに、県内では16件が確認されています。
なお、全国では1,732件が確認されています。

3 コイの放流について

県内におけるコイの放流は、平成16年以来、愛知県内水面漁場管理委員会の指示により制限されています。(平成21年3月17日愛知県内水面漁場管理委員会告示第1号参照)

当該池の管理者である名古屋市に対しても、この指示に基づき、コイを他水域に移動することがないようにお願いしています。

※コイヘルペスウイルス病はコイ特有の病気であり、
万一食べても人の健康に影響はありません。

(参考資料)

1 コイヘルペスウイルス病 (KHV 病) とは

(農林水産省ホームページより抜粋)

問1 コイヘルペスウイルス病とはどんな病気ですか。

答 ①コイヘルペスウイルス病は、マゴイとニシキゴイに発生する病気です。発病すると行動が緩慢になったり餌を食べなくなりますが、目立った外部症状は少なく、鰓の退色やびらん(ただれ)などが見られます。幼魚から成魚までに発生し、死亡率が高い病気です。現在、コイヘルペスウイルス病に対する有効な治療法はありません。

②コイヘルペスウイルス (KHV) は、感染したコイから水を介する接触により別のコイに感染しますが、コイ以外の魚やヒトには感染しません。

問2 コイヘルペスウイルス病は、ヒトに感染しないのですか。

答 ①KHVは、30℃以上では増殖することができないため、ヒト(体温:36~37℃)では感染は成立しません。

②このため、仮に感染しているコイの肉を食べたとしても人体に全く影響はありません。

問3 KHVが発見された場合、その池や湖に生息する魚を食べても大丈夫ですか？

答 ①KHVは、マゴイとニシキゴイ以外の魚には感染しないとされています。

②元々、KHVはヒトには感染せず、KHVが発生した池や湖の魚を食べたとしても、人体には全く影響がありません。

2 県内のコイヘルペスウイルス病確認状況

KHV病確認日	確認場所
平成15年11月18日	一宮市、尾西市の釣り堀
平成15年11月28日	武豊町「浅水川」
平成16年5月28日	名古屋市「堀川」、小牧市「鷹ヶ池」
平成16年6月2日	名古屋市「荒子川」、「矢田川(庄内川下流も含む)」
平成16年6月7日	名古屋市「山崎川」「香流川」
平成16年6月7日	岩倉市の釣り堀
平成16年6月11日	海部郡飛島村「大用水」
平成17年6月6日	名古屋市「天白川」
平成17年6月10日	豊橋市「柳生川」
平成18年6月27日	豊田市の釣り堀
平成19年7月2日	田原市の個人所有の池
平成20年5月8日	東海市の個人所有の池
平成20年5月12日	豊田市の養殖業者の池
平成20年10月23日	新城市の個人所有の池
平成20年12月9日	尾張地区の養殖業者の池
平成20年12月15日	尾張地区の養殖業者の池

3 愛知県内水面漁場管理委員会指示

愛知県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、こい（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の放流等について、次のように指示する。

平成21年3月17日

愛知県内水面漁場管理委員会会長 吉 見 正 文

1 指示の内容

(1) 公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、こいが次に掲げる要件のすべてを満たしている場合でなければ、これを放流してはならない。ただし、採捕したこいを採捕した場所において放流する場合及び区画漁業権に係る漁場において当該区画漁業権を有する者が放流する場合は、この限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するこいと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査又はLAMP法で陰性が確認されたこい群であること。

(2) 公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、その生死を問わず、こいを遺棄してはならない。

2 指示の期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで